

## 平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 9 回）議事録

- 1 日時 平成 27 年 3 月 20 日（金）18：30～20：45
- 2 場所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール
- 3 出席 阿部委員，市川委員，大坂委員，小山委員，川村委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，鈴木委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，川瀬委員，柴田委員，杉山委員，高橋（望）委員，高橋（秀）委員，千葉委員，橋浦委員，橋本委員，畑中委員
- ※欠席：相澤委員，赤間（宏）委員，岩館委員，久保野委員，白江委員，諸橋委員，八木委員，赤間（俊）委員，菅原委員，早坂委員
- [事務局]鈴木健康福祉部長，高橋障害企画課長，石川障害者支援課長，小堺障害者総合支援センター事業係長，竹中北部発達相談支援センター企画総務係長，佐々木南部発達相談支援センター所長，只埜青葉区障害高齢課障害者支援係長，佐藤若林区障害高齢課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸地域生活支援係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，林主事，佐藤主事，高橋主事
- ほか傍聴者 13 名

### 4 内容

#### （1）開会

#### （2）会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

今日は第 9 回ということで，これからは条例制定関係についての推進協議会が続いていくと思います。そして，今日，議事をご覧いただきますと，（3）の理念についての検討では，全員の委員から発言いただく予定になっております。そのようなことで，私もしっかり時間管理をしていかなければいけないと思っていますところがございます。

今日は時間がタイトになる可能性があるということで，皆様ご協力よろしく願いいたします。

#### （3）議事録署名人指名等

##### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

##### （2）議事録署名人指名

議事録署名人について，会長より中村晴美委員の指名があり，承諾を得た。

#### （4）議事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

##### （1）これまでの実施結果について

- ①障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ（ココロン・カフェ）の実施結果について
- ②関係事業者等へのグループインタビューの実施結果について
- ③第 1 回、第 2 回及び第 3 回差別事例検討部会における検討状況等について

会 長            それでは、お手元の次第 4 の議事に移ります。

本日の議論の進め方についてでございますが、議事が、その他を含め 4 つございます。今回は特に、先ほどもお話し申し上げましたが、(3) ①「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の理念等について」の検討を深めたいと考えております。(1)「これまでの実施結果について」と(2)「今後の進め方について」を 19 時 35 分位までを目安に議論し、その後、10 分間の休憩を挟み、19 時 45 分頃から 20 時 30 分位までを(3) ①の検討ということで皆様にご発言いただきたいと思っております。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、ぜひ円滑な議論の進行にご協力いただけるようお願い申し上げます。

それでは(1)「これまでの実施結果について」、①から③までありますが、事務局及び差別事例検討部会より続けて説明願います。

事 務 局            1 月の施策推進協議会以降、委員の皆様には、ココロン・カフェや事業者さんへの  
(高橋課長)            グループインタビュー、差別事例検討部会と様々な場においてご出席、ご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

また、先日 17 日に開催いたしました国連防災世界会議のパブリック・フォーラムにも多くの委員の皆様にご出席をいただいたことにつきましても、この場をおかりして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、資料 2 を使いまして、ココロン・カフェの実施状況をご報告いたします。

2 「実施日時及び参加者数等」の(1)、(2)にありますように、1 月 27 日と 3 月 1 日に第 3 回、第 4 回のココロン・カフェを開催いたしました。第 3 回には 46 名、第 4 回には 74 名の方に参加をしていただき、それぞれ③に掲載しておりますとおり、委員の皆様にもご出席をいただきました。

第 3 回、第 4 回のココロン・カフェでは、(3) ③に記載しております 4 つの事例のうち、それぞれ 2 つずつ取り上げ、差別を解消するためにはどうしたら良いのか、グループワークを行いました。

2 ページ以降に、グループワークで出たご意見が掲載されております。各事例における差別解消や理念に関する具体的なご意見につきましては、2 ページから 3 ページにかけて掲載しております。

また、4 ページには、ココロン・カフェに関するご意見を掲載しております。

第 3 回と第 4 回のココロン・カフェで多く出されたご意見をまとめますと、4 ページの「まとめ」に書いてあることとなります。1 つは、「障害者からサービス等の利用や合理的配慮の提供を求める旨の意思の表明が必要である。その際、自ら表明する

ことが難しい人がいることに注意することが必要である。障害特性などを踏まえたコミュニケーション等の支援が必要となる場合もある。また、手話通訳等の意思疎通支援の充実を求める」といった意見が多く出されたところでございます。

2 つ目に、「障害者が求めるサービス等について消極的な対応を行う理由としては、障害特性等に関する理解不足等から生じる誤解や偏見等が考えられる。それから、これまでの経過などにより事業者が抱えてしまう不安が理由の場合もあることから、障害理解の促進に加え、不安を解消するための具体的な説明や仕組みづくりが求められている」というご意見が出ました。

3 つ目に、「全般的に見ると、障害を理由とする差別は、障害者と事業者等とのコミュニケーション不足から生じていることが多いのではないかと」といったご意見も多くありました。

4 つ目に、差別解消を進めるためには、「障害者と事業者等との間で中立的な立場で調整を行うコーディネーターが必要である」というご意見が多く出されております。

5 つ目に、「相互理解が大切であり、時間はかかるかもしれないが、障害者、事業者、市民それぞれが認め合う社会の実現に向けて努力すべき」というご意見も多く出ているところでございます。

次に、グループインタビューについて、資料 3 を使いご報告いたします。

グループインタビューにつきましては、交通関係、労働関係、商工・不動産取引関係の 3 つのグループについて実施いたしました。川瀬郁朗委員と赤間俊孝委員には、インタビューをされる側の立場でご協力をいただいたところでございます。

インタビューの項目といたしましては、1 つは、「現在、実施している障害者への配慮に関する取組み」、2 つ目に、「障害者への配慮についての課題、困っていること」、そして 3 つ目に、「今後の取組みの予定、条例に期待すること」といった 3 点についてお伺いいたしました。

各グループの状況などにつきましては、ご参加いただいた委員からこの後コメントをいただくこととなっておりますが、7 ページの 4 「まとめ」をご覧くださいと思います。

グループインタビューを実施しての感想やまとめになりますが、多くの団体等において、十分に取り組んでいるかどうかについては様々な課題があるものの、障害者への対応に関しては、ハード面、ソフト面両面からバリアフリー化を進めており、障害者の受け入れ等を進めている状況が伺えました。

しかしながら、例えば、働く場においては、雇用者である事業者としては受け入れたいと考えていても、一緒に働くことになる職員さんが不安を感じていることや、また、アパート等の共同住宅を貸す側の立場としては、大家さん自身の障害理解が進んでいないということもあるのですが、共同住宅における隣接住民との協調性に関する不安の解消というのが課題になっているというご意見も出たところでございます。

一方で、誰でも来られる商店街を目指して、障害者の方と懇談会やイベントを実施

したり、今、働き手を確保するのが非常に難しい現状がある中で、障害者を会社の戦力として期待しているというようなご意見もありました。あるいは、旅館など、顧客として獲得するために受け入れ態勢の拡大を図っているという分野もございました。

しかし、一方では、業務の性質上、雇用することがなかなか難しい業種であったり、予算やマンパワー、周囲の理解など、様々な制約から、現状としては取り組めていないというような分野もあるというお話が伺えました。

ココロン・カフェとグループインタビューにつきましては以上でございます。

大 坂  
部 会 長  
(副会長)

差別事例検討部会についてご報告申し上げます。

資料 4 をご覧ください。

これまでに収集いたしました差別事例等を分析し、差別の定義等について検討を行いました。

2「開催日時及び検討内容等」は、以下のとおり 3 回に分けてそれぞれ下記の内容で行いました。部会長は私大坂、副部会長には杉山委員になっていただいております。

3「検討方法等」でございますが、(1)「検討対象事例」については、収集した事例 722 件のうち、「差別と感じた事例」528 件を対象として、「配慮を得られた事例」68 件と、「その他の事例」126 件については事例集作成の際の参考とすることといたしました。(2)「検討方法」としては、事例を、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」、「その他（不快な対応等）」の 3 つに分類し、差別等が生じる要因や改善方法について検討をいたしました。

4 は、「これまでの検討のまとめ」でございます。

まず、(1)「不当な差別的取扱いについて」ですが、定義は、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供等において、拒否、制限又は条件を付けるような「行為」を「不当な差別的取扱い」として捉えました。個人の思想や言論などの「心」に関わるのところまでは対象としていません。

実際に検討してみると、差別に該当するかどうかについては、一方からの限られた情報だけで判断することはなかなか難しいということがありました。

また、不当な差別的な取扱いにあたるかどうか判断をするためには、差別と感じた側と差別と感じられた行為をした側の双方から話を聞く必要があるのではないかという議論も出ました。

事例の中には、障害を理由とする差別というよりは、一般的な「不快な言動」にあたるものも多く存在していました。

ページをおめくりください。

拒否等を行う場合でも、正当な理由に基づくものであれば除外される。例えば、診療を断ることが認められている場合については、医師法や歯科医師法など個別法で定められています。

正当な理由に基づいて拒否等を行う場合においても、背景に障害者に対する偏見や無理解があることにより、サービス等の提供に積極的でないということも推測できる

ことから、改善策については、結局、先ほどは「心」に関わる場所は扱わないと言いましたが、「心」に関わる部分についても検討することが必要であるという意見もございました。

条例や事例集には、明らかに差別と該当しうる行為を定義づけ、これに当たる行為は「禁止」するということを市民の方等に周知することが必要と考えております。

なぜそういうことが起こるのかという要因についてですが、まず、身体障害者補助犬法など個別法に關することが十分に行き渡っていないということや、障害特性等に關する無知、よく知らないということや、障害等に対する無理解・誤解・偏見・不安等があるのではないかとということがまとめられました。

改善策案については、予防的な観点と、事案が生じた場合の個別対応的観点の 2 つに分けました。予防的というのは、該当しうる行為の周知の他、先ほども述べたような個別法等の周知、障害特性に対する正しい理解の啓発等が有効ではないかということです。また、個別対応的観点は、拒否等に係る正当な理由の説明と相談による仲裁、第三者機関による調整等が挙げられるのではないかとということで考えております。

(2)「合理的配慮の不提供について」であります。

定義とすれば、障害者が日常生活等において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置を提供しないことを「合理的配慮の不提供」と捉えました。少し工夫すればできることを、あえてしないというようなことです。

合理的配慮に係る基準については、障害者一人ひとりの障害特性や、配慮が求められる事業者の状況など、それぞれの状況を踏まえる必要があることから、一律に決めることは難しく、一つ一つの事例を積み重ねていくことが必要であると、我々は議論の中で考えました。

3 番目についてですが、皆さんの資料は「情報提供」になっていますでしょうか。「情報提供」になっていましたら、これを「情報保障」に訂正願います。

情報保障の分野はあらゆるサービス提供等の根幹にあたるものであります。この分野における合理的配慮の提供は、例えば視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者の方などにとって、それぞれの障害特性を踏まえた、より理解しやすい方法等によって、丁寧実施されるべきであるというようにこれまでの議論では出ております。

なぜそういうことが起こるかという要因ですが、理解不足から生じる無理解や誤解等があるのではないかと考えられます。

改善策としては、先程と同じように予防的観点と個別対応的観点到に分けられます。予防的観点是、やはり理解の啓発ということ。また、個別対応的観点是、過重な負担に当たる場合の理由の説明をしなければいけないだろうということと、先程と同じく、相談による仲裁、第三者機関による調整です。

(3)「条例のあり方等に関することについて」であります。条例は、差別した人を責めるようなものではなく、お互いに暮らしやすくなるための「架け橋」のよう

なものであることが望ましいという意見が出ておりました。

条例は、差別解消を進めていくための、呼びかけのツールや話合いのきっかけとなりうるものではないかということです。

条例が施行されれば、それを使い、より一層、差別解消を進めていくことが可能になるのではないかという意見も出ておりました。

新しい概念である合理的配慮を市民に提示できることは非常に重要であり、また、このように具体的に提示できることが重要ではないかという意見も出ていました。

（４）「相談等に関することについて」は、日常的に差別事案を調整する中立的な立場の仲裁機能が必要ではないかということです。

調整が整わなかったときのための仲裁機能という側面もあるということです。

（５）「差別解消のための取組み（事例集）に関することについて」は、障害特性に関する無知などによる差別を、未然に防止するようなものであるべきという意見が出ておりました。

また、みんな分かりあって仲良くしようというだけの事例集ではなく、行為として明らかに差別であった場合は、それを事例集に明確に記載すべきだという意見も出ておりました。

さらに、差別の概念も一義的ではないことから、合理的配慮については個別の状況によるところが大きいので、法などで拾えない部分も一つ一つ紹介していけると良いのではないかという意見も出ておりました。

そして、事例集は、ただ紹介するだけに終わるのではなくて、改善策も記載すると良いということや、誤解を招かないような表現も重要という議論も出ておりました。

今後は、４月と５月に各１回ずつ行います。内容は、市民の方や事業者の方等に対し、禁止されるべき不当な差別的取扱いの事例や取り組みの参考となる合理的配慮の好事例に関して、分かりやすく周知するための方策としての事例集等に関する検討を行うということになっております。

以上です。

会 長            ありがとうございます。

ただいま事務局及び部会長から、資料に基づき説明がありました。

それでは、これまで実施した「ココロン・カフェ」、「グループインタビュー」、「差別事例検討部会」に参加された委員の皆様から、ご感想や追加のご報告などがございましたらお伺いしたいと思います。申しわけありませんが、時間の都合上、お一人１分程度でお願いいたします。なお、お話しいただく前に、お名前を言っていただいでから発言をお願いいたします。

最初に、ココロン・カフェに参加してみでの感想などについて、千葉照之委員、ご発言をお願いいたします。続きまして市川義直委員というように進めさせていただきます。そして、高橋望委員です。

まず、ココロン・カフェにつきましては、千葉照之委員、１分程度でお願いします。

千葉委員 私は 1 回から 4 回までのココロン・カフェ全てに参加したのですが、4 回目に当たっては非常に参加人数が多く、1 回目から 4 回目まで、回を重ねるごとに参加人数が増えてきたということは喜ばしいことだと思います。

しかし、当事者の方たちとその当事者に関わる方たちの参加は非常に多いのですが、やはり一般市民の方の参加が少ないというのは、趣旨としては残念で、もう少し一般市民の方の参加があれば良いのではないかということがありました。

4 回目にちょうど司会を仰せつかって運営しましたが、皆さんその題目に対して非常に関心があり、自分たちの思いというものを強く発言なされていました。そういうところを取り仕切るとするのが私の力量不足を感じるころではありますが、当事者のお話というのは非常に参考になるので、皆さんの思いを十分にお伺いし、次回からもまた活かしていければと思っております。

会長 ありがとうございます。  
続きまして、市川義直委員、よろしくお願いいたします。

市川委員 私はココロン・カフェに 2 回出席させていただきましたが、1 回目は当事者の方が様々なことを言っていたので、当事者側の声を聞いて、気づかされることが多く、このようなイベントは大切だなと思い、我々が望むというか、これから進んでいくころのヒントをいただいた気がいたしました。しかし、つい最近出た 2 回目のときには、同じグループの中が障害者を支援する団体の方だけのグループになってしまい、そのため、それぞれのご発言の内容が、その団体を基軸に置いたご発言が多かったので、当事者側のご意見を聞きながらできなかったところが少し残念に思いました。しかし、知的、精神、身体とそれぞれの障害の方を支援する、またはてんかんという病気の方の支援をするというように、それぞれ違った分野のそれぞれの対応が規定されていて、大変参考になりました。

しかし、その例題だけに捉われないところの話にどんどんなってきたので、その辺の整理を忘れていたというか、それをもう少し整理したほうが良かったのか、それはそれとして良かったのか、自分自身は気になるところがありました。

会長 ありがとうございます。  
続きまして、高橋望委員、よろしくお願いいたします。

高橋（望）委員 ココロン・カフェで出会った一般市民の方から、ココロン・カフェに参加して障害の方の配慮をどのようにしてあげれば良いのかわかったと聞きました。

私は、このようなココロン・カフェを市役所と福祉プラザだけにとどめておくのは非常にもったいないと思います。ですので、今後は、ぜひココロン・カフェを市民のカフェとして規模を大きくしていただけたらうれしいと思います。

## 平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 9 回）

- 会 長 高橋委員，ありがとうございました。  
続きまして，グループインタビューでございます。グループインタビューは，佐々木智賀子委員，川瀬郁朗委員，畑中彩華委員にご発言いただきたいと思っております。  
最初に交通分野について，佐々木智賀子委員，お願いいたします。
- 佐々木委員 交通分野ということで，市バスやタクシー協会の方からご意見をお伺いしました。皆さんそれぞれに配慮すべき点をご配慮いただいているのですが，なかなかその 1カ所のポジションだけでは改善ができない問題があるということをお聞きし，大変参考になりました。例えば，バス停の問題でも，市バスや宮城交通だけの問題ではなく，その所有者や，そこに関わる周りの地域の問題でもあるなど，そこをどんどん調整していかないと，なかなか改善ができないということをお聞きしました。やはりこれは 1カ所だけの問題ではなく，広く，このような差別に当たるというようなことや合理的配慮の意味合いをよく周知し，わかっただき，それこそ市民レベルでご配慮いただくような形にしないと，1カ所だけの問題で改善できるものではないということをお聞きできたのが，大変勉強になりました。  
今後はやはり双方のお話を聞くということが，非常に大事であるということをお学びました。
- 会 長 ありがとうございます。  
続きまして，労働分野については川瀬郁朗委員からご発言をお願いいたします。
- 川瀬委員 労働関係の事業者側として参加いたしました。  
労働は，大前提として，雇用の面では，企業はできるだけいい人を探りたいということがあります。そのため，その中で障害者を雇用するということは非常に難しい点があるということは大前提としてあるのですが，障害者の雇用も進めなければいけないということも企業は当然わかっています。その場合，一番障害になるのはどの辺なのか私も考えていたのですが，資料 3 の 4 ページから 5 ページにも書いてありますように，どのように対応すれば良いのかというか，どのような適正な仕事を割り当てたら良いのか，また，どのように障害者の方に配慮していったら良いのかということがわからないというところがあります。この辺がもう少しわかってくれば，もう少し雇用が進むのではないかという点と，また，聞いた中では，雇う側も前に進むので，障害者の方もいろいろ情報を発信するなり，コミュニケーションをとる努力をし，双方で歩み寄っていくことが大切ということをお非常に思いました。
- 会 長 ありがとうございます。  
続きまして，商工・不動産取引について，畑中彩華委員，ご発言をお願いいたします。
- 畑中委員 資料 3 にありますように，共同住宅における隣接住民との協調性に関する不安の解



消が課題となっていることがありました。

もう一つですが、ケース・ワーカーからお願いされて住宅を準備した経緯のお話を聞きまして、そのときに、ケース・ワーカーが実際入居する方の情報を教えてくれなかった等あるので、ここは改善できるのではないかと思います。本人に直接会ってもらい、対話をしながらその住宅に決めていけば良いのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、差別事例検討部会についてでございます。これは、中村祥子委員と杉山裕信副部長から続けてお話しさせていただきたいと思います。

まず初めに、中村祥子委員、お願いいたします。

中村（祥） 1つの事例について、両面または3面、4面の見解が議論され、なかなか深い論議  
委 員 が今なされております。その中で、やはり双方の理解というのが非常に重要で、それを深めていくためには、どのような順序立てで双方にわかるようなことをしていかなければならないかというところで皆さん知恵を絞り、多分皆さんのご意見を聞きながら進めていくのだと思います。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、杉山裕信副部長、お願いいたします。

杉 山 先ほどのお話の中にもありましたように、部会では、差別や合理的配慮など、定義  
副部長 していかななくてはならないことに関する議論の他、やはり差別は、究極な話としては一人一人の心によって状況が違ってくるので、仲裁機関というか、話し合っていくところがきちんと機能しなければ、この条例を幾ら良いものにつくり上げても不十分であるため、仲裁機能ということをきちんと話し合わなければならないのではないかとということが議論されました。

会 長 委員の皆様、ありがとうございます。

そのほか、ただいま指名させていただきましたが、ほかの委員の皆様から何かご意見などありましたらお話ししていただきたいと思います。限られている時間でございますので、2人ぐらいの委員の方ということになります。もしありましたら1分程度でお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、3番目のところに時間をとっておきたいと思います。

議事の（1）「これまでの実施結果について」は、以上にさせていただきます。

(2) 今後の進め方について

①論点の整理と今後の進め方について（案）

②第 5 回及び第 6 回ココロン・カフェの実施について（案）

会 長 議事（2）「今後の進め方について」に入ります。

事務局より説明願います。

事 務 局 資料 1 「論点の整理」をご覧いただきたいと思います。これは前回の施策推進協議会でもお示しをしているものですが、前回の施策推進協議会でいただいたご意見と、前回以降に実施したココロン・カフェ、グループインタビュー、事例検討部会でいただいたご意見を反映したものです。

まず、前回の協議会でいただいたご意見につきましては、濃い網掛け部分に書き加えております。上から 3 番目の枠組みについてですが、合理的配慮の提供の推進だけではなく、不当な差別的取扱いを禁止する必要があることをきちんと書いておく必要があるというご意見をいただきました。これを踏まえ、「協議会やこれまでの取り組みでいただいたご意見」のところで、「差別解消のためのキーワード」のところで、「差別解消のための視点」のところで、そして、「条例のあり方を検討する論点」の上から 4 番目のところにそれぞれに書き加えました。

また、「差別解消のための視点」の上から 5 丁目「事業者の理解の促進の必要がある」についてですが、事業者に障害者サービス事業所が含まれることがわかるようにしたほうが良いというご意見もありましたので、「協議会やこれまでの取り組みでいただいたご意見」のところに、障害者サービス事業所に関するご意見を加えました。

そして、薄い網掛けの部分は、先ほどご説明をいたしました、前回の施策推進協議会以降に実施した取り組みからいただいた意見を、分類したものでございます。ほぼ前回整理した枠組みの中に入れることができるのかと思ったのですが、新たな視点として、先程もご報告したとおりココロン・カフェの事例検討やグループインタビューの中で、差別に該当するような行為をしてしまう方々や適切な合理的配慮ができない方々に対し、その障害理解を進めるということと、あわせて不安に思う気持ちを解消する必要があるのではないかとというようなご意見が多く出されましたので、その内容を掲載しております。そこで、新たな視点として、5 丁目の枠組みのところに、「事業者等の不安解消のための仕組みづくり等」というものを加えました。そして、不安解消の方策にもなりますが、先ほども相互理解が重要だというご意見が多く出たという報告もありましたように、これが新しい視点として出てきたのかなと思っております。

この相互理解につきましては、どの枠組みにも共通するもので、差別解消の基盤になるものというように考えましたので、新たに「相互理解を推進する必要がある」という枠組みをつくるのではないかと考えて、一番下のところに、意見のほうは再掲する形で、「相互理解を推進する必要がある」という枠組みを加えました。

続きまして、資料 5 「今後の進め方について」と、資料 6 「今後のスケジュール」

をあわせてご覧いただきたいと思います。

まず資料 5 の 1 「障害者施策推進協議会における検討について」でございますが、今、整理をさせていただいたとおり、ここに「6つの視点」と書いてありますが、「7つの視点」に訂正していただきたいと思います。7つの視点と差別解消のキーワードを踏まえ、5つの論点について検討を進めてまいりたいと考えております。検討項目については、前回の協議会で、やはり理念のところから議論をするべきというご意見をいただきましたので、理念を最初に議論していただくような形でスケジュールを直しているところでございます。

また、前回お示ししましたスケジュールの中では、今回、条例のあり方の骨格案についてを検討の項目に上げていたのですが、先ほどご説明した資料 1 の図に示しました 5つの論点、7つの視点、それから、その隣のキーワードを担っているものが骨格になっていくのではないかと考えております。現時点で、その骨格自体について議論をするよりは、まずは論点に沿って具体的な内容についてご議論いただきながら、条例のあり方についてまとめていき、欠けているものがあれば付け加えるなどし、素案の形でまとめるときに、改めて骨格として見た場合どうなのかという視点で検討をすることにさせていただきたいと考えております。

なお、スケジュールのほうに毎回議題を示しておりますが、議論の進め方や、新たに議論の必要なことが出てきた場合など、内容や順番に変更がある可能性があることをご了解いただきたいと思います。

次に、(2)「差別事例検討部会について」でございます。先ほど大坂副会長にご説明をいただきましたが、禁止されるべき不当な差別的取扱いの事例や、取り組みの参考となるべき合理的配慮の好事例に関して、分かりやすく周知するための方策としての事例集等に関する検討を行っていきたいと考えています。

2 「障害者団体等との意見交換会」ということで、5月下旬以降、障害者団体等にご協力をいただいて意見交換会を実施し、これまでの検討状況をご報告するとともに、今後検討を進める上でのご意見を伺いたいと考えております。実施方法等の詳細につきましては、4月の協議会においてお示ししたいと考えております。

次に、3 「ココロン・カフェについて」でございます。第5回と第6回のテーマは、本日の協議会で議論した「差別解消の理念」についてです。その出し方については考える必要があるかと思いますが、その理念のところを予定しております。

ココロン・カフェについては、今後も、協議会で議論した内容について、情報提供をしたり、意見交換をするなど、差別解消について理解を深める場として運営をしていきたいと考えております。

第5回と第6回につきましては、資料 7 に詳しい内容をお示ししております。会場確保の都合で、市役所 8 階ホールと福祉プラザとなっておりますが、第7回以降の開催場所については、より多くの市民の方に参加していただくために、会場についても検討していきたいと考えております。しかし、先ほども委員の方からご意見をいただいたとおり、人数が徐々に多くなってきています。なかなか適当な場所を見つけるこ

とが難しくなっているのが正直なところですが、様々な場所で開催するという  
ことも必要かと思いますので、その会場探しについては努力をしたいと考えておりま  
す。

資料 5 に戻っていただきまして、次に、シンポジウムの開催についてでございます。  
前回の協議会で、条例ができた 2 月だけではなく、条例ができる以前にも開催するべ  
きというご意見を頂戴しておりましたが、内部でも検討したところ、パブリックコメ  
ントを予定している時期あたりに開催すると、より周知もあわせてできるかと思いま  
すので、その時期に開催する予定で進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

会 長            ありがとうございます。

ただいま事務局から、資料に基づいて説明がありました。皆さんの検討などを含め  
て、相互理解というのが非常に大事だということ、また、骨格をつくるというよりは、  
論点に沿って議論していく中で骨格ができ上がっていくものだと考えていることな  
どがお話しありました。

それでは、これまでの説明につきまして、委員の皆様からご意見などがあればお願  
いしたいと思います。ご意見のある委員の皆様、挙手をお願いします。いかがでしょ  
うか。よろしいでしょうか。

では、ご意見が特にないようであれば、このように進めさせていただいてよろしい  
でしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

桔梗委員、お願いいたします。

桔梗委員        今、ココロン・カフェやその他様々なイベント、周知というところの議論が成され  
ていると思うので、その点について 1 つだけ提案があります。

先ほどココロン・カフェについてご説明いただいたように、市役所や福祉プラザと  
いうようなところで行われていて、それが、大変喜ばしいことに人数が増えてきた  
というご報告もいただきました。

さらに私のほうで考えていたのは、障害のある人とない人の相互理解を深めるため  
の施策の一つだと心得ており、またこれは仙台市の施策なので、ぜひ会場を、予約が  
大変とりにくいという都合もあるかと思いますが、例えばメディアテークのようなと  
ころをとっていただけると良いのかと思っています。

これは一つ私の考えですが、市役所の 8 階ホールや福祉プラザというと、正直、障  
害者の方や、市民の方でも非常に市役所に入り慣れているような特定の人が入りやす  
いというイメージが強くあります。様々な市民の方にこのような活動を行っている  
ということを知っていただくだけでも、興味の第一歩になるのではないかと思います。  
メディアテークというところは、様々な方がいらっしゃる上に、図書館もあり、たく

さんの人の出入りがあるところなので、ポスターやチラシを配る以前に、行っていることそのものが周知になると思います。そのため、今、仙台市の様々な建物を全体的に考えていたのですが、メディアテークが良いのではないかと思いました。施策の云々ではなく、広く皆さんに知ってもらうための広報活動も含めて、ぜひご検討いただけると良いかと思いました。

会 長 桔梗委員，貴重なご意見ありがとうございました。

多くの市民の方々に参加していただくという点において、会場がとても大事ではないかというご意見をいただきました。メディアテークについて、その空き具合もあるかもしれませんが、事務局はその努力をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、確認でございますが、ただいま議論した今後の進め方については、会場を新たなところ、市民の方々が参加しやすいところで行っていくということを含めまして、このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございました。

では、（3）「理念についての検討」に入る前に、10 分程度の休憩をとりたいと思います。では、30 分から再開したいと思います。7時半から再開いたしますので、休憩をとらせていただきます。

〔休憩（10 分）〕

### (3) 理念についての検討

#### ①障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の理念等について

会 長 それでは、再開いたします。

議事（3）理念についての検討に入ります。

まず初めに、事務局より説明願ひします。

事 務 局 資料 8 をご覧ください。

(高橋課長) 今日は、条例の理念、差別解消の理念に関しまして、条例が目指すべき社会像や差別解消の取り組みに係る重要なポイント、また、罰則規定をつくるのかどうかなどについて、皆様からご意見をいただきたいと考えております。今後、この条例化に当たり、どのような条例であるべきかということを具体的に検討していく上で、大変重要なものになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、参考といたしまして、1 ページにはこれまで実施したココロン・カフェや差別検討部会でいただいたご意見、また、2 ページには、障害者権利条約の中に定められている目的や一般原則、差別解消法における規定、そして 3 ページには、各自治体の条例における目的と基本理念におけるキーワードをご紹介します。

参考資料 1 には、その元々の文書及び各自治体の条例、そして、条例の会さんから

のご提案をまとめたものを掲載しておりますので、ご参考にいただければと思います。

また、今日ご欠席の委員からもご意見を頂戴しておりますので、初めに私のほうから簡単にご紹介させていただきます。追加資料 1「条例の理念に関する各委員の意見まとめ」をご覧ください。

赤間宏委員ですが、「条例が目指すべき社会像について」は、①個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活ができる共生社会。②普段から自助・共助・公助の取組がなされ、市民として共に安心して暮らすことのできる社会。③人間の多様性を認め合える社会ということをご意見としていただいています。

「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」としては、①障害や障害者に対する理解を広げること。②個人における責務や努力事項についても触れることが必要ではないかというご意見をいただいています。

「罰則等の規定の有無について」は、①「共生社会の実現」という理想に向かうに際しては、罰則を規定するということはないのではないかというご意見をいただきました。

3 ページを開いていただいて、白江浩委員のご意見でございます。

一般的なご意見を頂戴しているので、理念や社会像など、今日の議題に関わるところを拾い上げますと、障害を理由する差別解消条例は、障害者施策に留まらず全ての施策に及ぶ上位条約的な位置づけにしたら良いのではないかと。主語は障害ではなく、全ての市民になるのではないかとというご意見でございます。

また、「条例が目指すべき社会像について」ですが、①誰もが自己実現できる社会。②その機会が保障されていること。③そのために不当な制限（ハード・ソフトを問わず）をひとつずつ取り除いていく仕組みがあり、仕組みが機能する社会といったご意見をいただいております。

「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係るポイント」と「罰則等の規定の有無について」ですが、長期視点、短期視点それぞれの視点に立って地域のコミュニティというものを考えていく必要があるのではないかとということと、この条例では、罰則というよりも、理解促進と街づくりを基本とし、その仕組みづくりなどを位置づけていくということが良いのではないかとというご意見をいただきました。

次に、早坂洋子委員よりいただいたご意見について、6 ページをご覧ください。

「条例が目指すべき社会像について」は、障害者が自分の障害について話すこと、必要な配慮を自分の声で伝えることは大切。しかし、まわりが障害者を受け入れる体制になっていないと、話すことをためらったり、諦めたりする。何度もめげずにお願ひできる人もいるが、そうではない人もいる。社会全体が「ウェルカム」の姿勢となって、障害者側が必要な配慮を言いやすい雰囲気になると、何かが見えてきて、さらに社会が良くなっていく、良い循環のきっかけになるというご意見でございます。

「障害者見地条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」については、大切なことはたくさんありますが、アクセシビリティということが大事ではない

かというご意見をいただいております。

「罰則等の規定の有無」については、本当にひどい事例に対しては、罰則も必要かもしれませんが、罰則が前面に出ないような条例にしたい。差別をした人に罰を与える条例ではなく、お互いに何がいけなかったのか、どうすればよかったのか、理解し、歩み寄り、解決に導けるようになると良い。話し合いで解決できるようなものになると良いというご意見でございました。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から資料 8 についての説明と、本日ご欠席の委員の方の意見について、ご紹介がありました。

それでは、これから、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の理念等について、今日ご出席の委員の皆様よりご発言いただきたいと思っております。

委員の皆様から事前に提出していただいている、先ほどの発言要旨をまとめた追加資料 1 の 6 ページ「条例の理念に関する各委員の意見まとめ」をお手元にご準備ください。

ご発言いただく内容は、「条例が目指すべき社会像」、「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」、「罰則等の規定の有無について」などでございます。

また、申しわけありませんが、時間の都合から、お一人 1 分程度でご発言願います。

順番は、市川委員より反時計回りに、市川委員、小山委員と回って、大坂副会長、私というような順番でご意見をお願いします。

まず、市川義直委員、お願いいたします。

市川委員 私、事前に意見を文書で出しておりません。申しわけありません。それは、1 つは迷いがあり、なかなか文章にまとめ切れなかったためです。

その迷いの 1 つは、この条例が目指すのは、差別解消なのか、差別禁止なのかというところが、私自身まだよく咀嚼されていないということです。様々なことを想定した場合に、どうも解消と禁止というのは意味が違う。他県のものを見ても、解消と書いてあるものもあれば、禁止と書いてあるものもある。仙台市はどちらのスタンスが良いのかという点において 1 つ迷いがあります。

その他としては、仙台市の市民性といったものや、また、まちづくりの歴史などを踏まえた場合に、仙台市としてはこうするんだという、仙台市ならではの主張を何か盛り込めないだろうかというものです。他の市町と横並びのものは幾らでもできると思うのですが、そうではない何かをあらわせないだろうかという思いが 1 つあります。それも整理がまだできておりません。

「罰則等の規定の有無について」は、やはり相互理解を深めるという意味で、基本的にはないほうが良いのだろーと思っておりますが、しかし、現実問題として被害を受ける方がいる。その被害の軽重によっては、やはりそれなりの罰則は、抑止力という意味

では必要で、それが、ある意味で「こういうことはしていけないんだ」ということにつながっていくのかもしれないので、罰則が必ずしもないことが望ましいというわけではなく、やはりそれなりのことは考えるべきではないかと思いました。

会 長            ありがとうございました。  
                  続きまして、小山弘幸委員、お願いいたします。

小山委員        まず、「条例が目指すべき社会像」ということですが、社会生活や人間が生活を営む上で、様々なところにそういった差別や偏見というものがあるのではなかろうかと思えます。その中で、弱者のほうにそのようなしわ寄せが多くいくと考えられます。今回の条例によって、障害者の方々の理解促進と、差別の禁止・解消を実現するとともに、全ての市民にそのような差別や偏見などのない地域社会ができればということを書かせていただきました。

また、「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」についてですが、こちらは、やはり障害者あるいは障害といったものに対する理解の深まりというものが、例えば条例がなかった場合でも、差別の解消や合理的配慮といったものにつながるのではないかと考えています。そのような部分では、障害に関する広報、啓発活動というものを、やはり継続的にやっていくことが大事だろうと思っています。

その広報啓発活動についても、後段に書いていますが、様々なあるその対象を見きわめながらといいますか、事業所向けのもの他、学校向け、市民向け、または子ども向けというように、広報対象に合わせた資料づくりなどをしながら、周知していくのも方法ではないかなと考えました。

「罰則等の規定の有無について」ですが、やはり心の問題だと思うのですが、市民の機運の高まりというものが一番大事だろうと思っています。その意味では、入り口としてという用語弊があるかもしれませんが、そういった罰則というのはなじまないのではないかなと思いました。

また、やはり市民の声を聞きながら、必要な都度、見直しや改定などもしていければというように思ったところです。

会 長            ありがとうございました。  
                  続きまして、川村和久委員、お願いいたします。

川村委員        事前に資料を提出しておりませんでした。なかなかこの「条例が目指すべき社会像」というのは難しいことがあるのです。一般的には、健常者と障害者が分け隔てされることなく、障害が一つの個性と認識され、あらゆる人々がごく自然にまちなかや学校、職場などで行き交うような社会です。しかし、これを私の小児科医の立場から、少し見方を変えてお話しさせていただきたいと思えます。



物を言わぬ赤ん坊と、それから、我々大人の世界について例えれば、意思の通じる言葉がないにもかかわらず、分けて隔てられていないというのが現実です。つまり、子どもが親によってサポートされ、そして、子どもの成長に伴って親も一緒に成長していく、そのためには、お互いの個性を尊重し合いながら理解していくということです。これを障害者の施策のほうに応用すると、まさに同じようなことがいえます。それは、やはり我々健常者が障害者の個性を理解し、お互いの気持ちをくみ取り合いながら、そして、お互いが成長していくといったものであり、これは、世の中永遠に続いてある不変の状況なので、それが理想的な姿なのかとっております。

「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」に関しては、皆さんのお話のように、例えばその条約や条例の広報活動をする。制定ということではなく、広く市民にその意味や必要性を理解してもらうこと。障害に対する理解、そして特性によって異なる対応が必要であるということを知ること。そして、先ほどの言葉ではありませんが、障害を持つ人の心を知ることです。そうしないと、本当の意味でどれが差別でどれが差別ではないかということ自体も、なかなか知ることが難しいと思います。また、ココロン・カフェのように、様々な意味でのコミュニケーション、交流の場を提供すること。

「罰則等の規定の有無について」は、僕はなしであるべきとっております。

会 長            ありがとうございます。  
                    続きまして、桔梗委員、お願いいたします。

桔梗委員        私も事前に意見の取りまとめを行っておりませんでした。申し訳ございません。委員会活動に関わらせていただき、非常に難しいデリケートな問題が多く、言葉にできませんでした。

この委員会の中でも何度もお話をしてきたのですが、私が小さいときの話で、小さいときは、本当に、「障害者」や「障害児」という言葉がなく、子ども心に覚えているのは、大人の中でも唸っているおじさんがいたり、畑の周りをなぜか午前 10 時になると滑走していく人がいたり、いつも鼻を垂らしながら唸っていた人がいたことです。大人になり、こういう「障害」という言葉ができた今、その時のことを考えてみると、おそらく、自閉症や何かしら知的障害、精神障害といった人がいたのだろうと認識しています。それは、言葉によって、「こういう人は障害者ですよ」という定義ができたことで、私の中で初めて認識できたこととございます。そのようなことから考えると、「障害」という言葉ができ、「障害」という概念ができ、そして「障害」という定義ができた。制度ができることによって障害者の方たちが生きやすくなった部分もあると思いますが、その反面、生きにくくなっているところもあるのではないのでしょうか。そのようなことを、私は非常に感じております。

私は、法律はあまり得意ではありませんが、条例というと非常に厳しい、固い、定義的というようなイメージを受けます。ですので、それに関しての罰則というのは、

障害のある人にとっても、ない人にとっても、ある意味、お互いの相互理解というより、逆に乖離してしまうような制度になってしまわないような形をとるのがよろしいのかと感じています。

それと同時に、もう一つ感じているのは、今、川村委員もおっしゃいましたが、私にも同じ障害を持った子どもがおりますが、障害児を持っている親と大人になってから障害を持った大人というように考えてみると、障害を持っている子を持つ親の気持ちと、障害のある子どもの気持ちは違うということです。障害を持っている子どもでも、障害がない子どもと遊んでいるうちに、「おまえ変だな」と言われたり、「おまえ気持ち悪いぞ」と言われていても、子どもたちは屈託がないので、その中でお互いに相互理解を始めます。しかし、大人がそこで一つの固定観念であるフィルターを見つけたときに、かわいそう、おかしいといった観念を受け付けてきたことが、逆に学校のクラスの中でもそういう子たちが一緒に学べる機会がなくなってきた状況が顕著に出てきたことの背景にあるのではないかなというように考えられます。するとやはり、この「条例が目指すべき社会像」については、差別というよりは、「相互理解の努力を本当に目指した社会」ということを、十分に考えていただけるような条例づくりにしていただけると良いかと感じています。

難しい「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」や、「罰則等の規定の有無について」というところは、今話した言葉に要約させていただきたいと思います。ありがとうございます。

会 長            ありがとうございます。  
                    続きます、黒瀧和子委員、お願いいたします。

黒瀧委員        一応まとめには書いたのですが、「条例が目指すべき社会像について」ということで、私の場合、精神障害者が家族の一員ですが、私たちのほうの家族会は、年々障害者が増えており、駆け込み寺のような状態になっています。そこで、この条例づくりにおいて最初から取り組んでほしいこととして、「理解してほしい」ということを以前から申してきております。とにかく条例づくりで一番最初に取り組んでほしいことは理解の取り組みが必要だということです。その理解がない状態で条例づくりを進めるというのは、少し難しいのかと思います。私の場合は精神障害の場合として申しています。

2 番目に検討部会の方にお願ひがあるのですが、精神障害者に関して精通しておられる方が検討部会に入ってもらえるのは当然だと思いますが、話が本当に通じる方になってほしいというのが、ほかの皆さんからも、大きな声になっています。よろしくお願ひします。

精神障害者というのは、大きな様々な事件が最近も起きていますが、そのような事件が起きるたび、家族も当事者も同様に見られるという状況なのです。自分の家では全然関係ないにもかかわらず、全て、あそこは精神障害の方がいるからというように

見られ、非常につらいという声をたくさん聞きます。そういうことをどうぞ配慮していただきたいです。差別ということになるのか、偏見ということになるのか、みんな辛い思いをしているということを理解していただきたいと思います。

会 長            ありがとうございました。  
                  続きまして、川瀬郁朗委員，お願いいたします。

川瀬委員        私は、4 ページの上から 3 段目に書かせていただいた内容でございます。  
                  条例ですが、当然法律がございます。障害者基本法やそのほか様々な障害に関する法律があります。そちらにも様々なことが書いてありますので、その内容と重複するとわかりづらくなると思います。それと重複させず、当然法律にはのっとりながら進めていくと、わかりやすくなるのではないかと考えております。  
                  その中身につきましては、今まさに様々な意見が出ている「相互理解を推進する」ということが、非常に大切になのではないかと考えています。  
                  次に、「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」についてですが、ココロン・カフェでも出ていましたが、これは「権利」や「義務」というようなことを前面に出すと、非常に対立やぎすぎすしたものを感じさせるものになりますので、「これはこうやったほうが良いのではないか」という推奨行動のようなものをまとめる形でつくれば良いのではないかと考えております。  
                  また、これは条例ではないのですが、そういうものをつくった際は、セミナーや広報誌といった広報ツールも非常に重要になるので、あわせて考えていく必要があるのではないかと考えております。  
                  「罰則等の規定の有無」につきましては、私もこれは無いほうが良いのではないかと考えております。

会 長            ありがとうございました。  
                  続きまして、柴田糸子委員，お願いいたします。

柴田委員        私は、障害のことに関しては、1 年前に障害児者福祉部会という部会のほうに所属し、それから勉強を始めたところでございますので、まだまだ未熟でございます。  
                  「条例が目指すべき社会像について」ということに関しましては、やはり障害がある方もない方も共生できる社会づくりを目指すべきだと思います。障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくり。障害に限らず、子ども、女性、高齢者への配慮もあるべきであると考えております。  
                  次の、「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」についてですが、やはり重要なポイントとしますと、私は教育の重要性を感じております。東京の国分寺にいる私の孫が小学 1 年生になるときに、入学式にお呼ばれしました。そのときに、入学式の最中に、2 人位どたどた走り回るお子さんがいらっしやい

ました。帰ってきてから孫が、「おばあちゃん、あの人たちを怒っちゃだめなんだよ、だめなんだよ。あの誰ちゃんはね、病気なんだから、大きな声を出して怒ったり叱ったりしちゃいけないんだよ」ということを私に教えてくれました。保育園から一緒だったということで、東京ではもうその時点からほかの子どもたちにもきちんと教えているんだなということに、そのときとても感慨深く思ったものでございます。

それで、やはり教育重要性、地域理解の促進、障害理解促進のために、小さいころからの教育が重要であると感じております。

「罰則等の規定の有無について」は、これはお互いに理解し合えば、そういう罰則などはあまり要らないのではないかと思いましたが、まだよくわかっておりません。

その他に関しまして、障害理解のための啓発が必要です。特に障害当事者からの発信はとても重要であると考えております。

会 長 どうもありがとうございました。

続きまして、杉山裕信委員、お願いいたします。

杉山委員 条例の会としては、参考資料 2 のところで、条例制定のための骨格案を資料として載せさせてもらっているのですが、ここの 2 ページの 4 「目的」と 5 「基本理念」、そして 6 「用語・差別の定義」というところが、今日の議題に非常に値するところだと思います。やはり障害があってもなくても、障害を持っている人が健常者と同じような生活ができるということが、最大の目的であり、今はそれが絶対あるべきところだと思います。

罰則規定のことにに関して言えば、5 「基本理念」の（3）にも書いていますが、一方的に非難したり、制裁をするようなことではなく、話し合いによってお互いが理解できるようなことを内容とした条例のほうが良いのではないかと考えています。

また、前回の協議会から今日の協議会になるまでのこの間に、様々なシンポジウムに参加して思うことですが、やはり日本では防災や障害のことに対して排除的なんだなということを、アメリカやイギリス、ヨーロッパの外国の障害者の話を聞いて実感するところがあります。やはり外国では、障害者が参加できることが当たり前のことであって、参加できないことがおかしいという感覚があるのですが、日本ではやはり、参加する、させるのは特別なことで、健常者が「おまえやってみろ」というような、何かそういう古いところがあるんだなということ、様々な会議に出て感じました。

それから、差別的取り扱いということではなく、5 「基本理念」のところや 6 「用語・差別の定義」に書いているように、不均等待遇や不利益取扱ということを書いてもらわないと、差別の把握として差別的取り扱いというのでは、二重に差別という言葉を使っているため、わかりづらいのではないかと感じています。

会 長 ありがとうございました。

続きまして、高橋秀信委員、お願いいたします。

高橋（秀）  
委 員

私もまとまってない部分があるのですが、まず、「条例が目指すべき社会像について」です。まず、皆さんが言っているように、障害者と健常者の相互理解。また、障害者を啓発の充実を進めるということ。それから、防災会議などでも言っているように、障害者がコミュニティの中で中心になれるようなユニバーサルな社会づくりを目指すということ。そして、全体として、社会が思いやりを持った、つまり、人の、相手の立場を考えられるような、誰もがそのような考えになれるような社会づくりを目指すということを考えました。

次に「障害者の権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」についてですが、これは様々あると思うのですが、まず、前にも出ていますが、差別を受けた場合の第三者委員会であったり、相談員あるいはコーディネーターのような位置づけが何か必要なのではないかと思えます。障害者理解に関することについても、やはり教育という部分の充実を図ってほしいです。

それから、市民全体に関わる計画などについては、必ず障害者の意見が反映されるような仕組みといったものを盛り込んでほしいと思えます。特に今、防災会議で話題になっている防災に対するところでは、障害者支援に関すること、いわゆる避難だったり、避難所だったりということについてですが、特にそのあたりに障害者の意見が反映されるようなものになってほしいと思えます。

「罰則等の規定の有無について」ですが、基本的にはないほうが良いと私も思っていますが、視覚障害者の立場から言うと、誘導ブロック上に置いてある自転車や自動車、そして看板は、そのような状態がずっと続くような場合には駐車禁止と同じような扱いとして罰則規定が欲しいと思えます。なぜそのようにいうかということ、我々はそれで怪我をしているわけです。白杖も破損するわけです。それにもかかわらず何も罰則がないというのは、非常にこの点に関してはおかしいし、誘導ブロックは仙台市がたくさんのお金をかけてつくったいわゆる合理的配慮なわけなので、その合理的な配慮を使えないようにしているような、そのようなところに罰則規定が必要なのではないかなと僕は考えています。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、高橋望委員、お願いいたします。

高橋（望）  
委 員

高橋です。私は、ココロン・カフェに参加して感じたことを話します。

ココロン・カフェを続けてほしいと思えます。その理由としては、多くの障害がある人が、話し合いの場所を求めていると思えます。話し合うことで、私自身は、張り合い、そして生きがいが出てきます。うれしかったことは、ココロン・カフェで自分の思いを話したら、同じグループの方に、障害がある人の困り事が初めてわかり、今後どうしてあげたら良いのかがわかったと言われました。発信することが本当に大事

なことだどつくづく感じました。

発信することが難しい環境も中にはあると思います。そのような場合は、間にクッションのような役割をする人がいると、お互いにとって伝えたいことが伝わるのかなと思いました。そうすることにより、私自身が勝手に思うことではありますが、市民にとっても人にとっても、人の心がわかる優しいまちづくり、そして、思いやりのあるまちづくりになるのではと考えております。

会 長            ありがとうございました。  
                    続きまして、千葉照之委員、お願いいたします。

千葉委員        「条例が目指す社会像について」です。本来ノーマライゼーションの世界が理想ですが、人は障害のある人も難病の人も、健常の人も、ある程度高齢になれば身体等で不自由になるわけであり、今は予想しえる社会に対応していくことが必要だと思うのです。ですから、やはりこれは障害者だけではなく、全市民の共通した問題として捉えていく方向というか、そういうものが大切だと思うので、全ての市民が基本的人権、自由、平等であるべきであり、寛容と包容力のある世界をつくれるような社会であれば良いと思います。これは理想論になるかもわかりませんが、そういうことだと思います。

また、昨日の報道でもあったように、指定難病という難病の世界においても、とりあえず今年の 1 月から 130 種類の難病指定になりましたが、今年の夏には 306 の難病が指定になります。ここに病院の先生もいらっしゃいますが、本来病気の種類というのは、数え方によるところもあると思うのですが、4,000 とも 7,000 とも言われており、そのような状況であるからこそ、やはりこれは全市民がなりえる問題だという共通認識を持つべきだと思います。

次に「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」についてですが、「差別とは何か理解し共有する必要がある」という言葉に尽きると思うのです。まず説明にあたって資料の訂正をお願いしたいのですが、私はパソコンでメールを送るということが苦手なので、手書きの資料でファクスを送ったところ、追加資料 1 の 5 ページに「全市民が同じ回線」と記載されてありますが、これを「目線」と直していただきたいです。全市民が同じ目線に立てるかということ、少々時間がかかるとは思いますが、障害者、難病患者等、市民の交流、広報、教育等で相互理解をすることがポイントだと思うと書かせていただきました。条例は、答申までに今現在考えられる要素を、皆さんが今述べられた要素をうまく取り入れて、また、市民に受け入れられるような条例にすべきであると思います。

「罰則等の規定の有無について」ですが、現在は罰則等というのは無理なような気がいたします。現行法で対応できるものもあると思うので、現行法でとりあえずは対応していただいて、それをつくった後に、先ほど高橋秀信委員からもご指摘あったようなものについて、仙台市には看板条例や広告条例のような条例があるわけですか

ら、その中で考えられないかと思っております。

その他は、とにかく市民の皆さんに、これも追加資料 1 の 5 ページには「約束して」とありますが、これは「納得して」と読み替えていただき、「納得して」いただくような条例にできるように皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

会 長            ありがとうございます。  
                  続きます、橋浦治朗委員、お願いいたします。

橋浦委員        私は、7 年前にくも膜下出血で倒れまして、その後、高次脳機能障害ということで、当事者でございます。4 年前から市内の保険会社に勤めており、主に庶務的な仕事をさせていただいています。

その中で、やはり先ほど相互理解という話が出ましたが、今は障害を開示していますので、私が障害者ということはほかの社員の方も当然知っているわけでございます。その上で、どうしても、今まで自分自身でも余り感じたことのないようなことがあります。例えば「誰々さん、これ書類来てますよ」と言っても、何となく知らないふりをされるとか。考え過ぎだと言われるかもしれませんが、そのようなことが多々あります。また、世間話もしなくなっています。よく考えてみると、皆さんもあると思うのですが、「おはよう」と言って、「昨日さ」とか、「今度の日曜日さ」とか、どうでもいいような話は意外と潤滑油になっているような気がするのですが、そういった話をするケースがほとんどなくなってきていると感じています。

先ほど相互理解という話があり、私も現実問題そこが一番大事なのかと思えます。別にどちらも悪気はなく、また、相手のほうは余り気まずいと感じていないのかもしれないですが、何となくその障害という 1 つのことで気まずくなっている。条例については、そのようなことを一つ、理解を深めるようなものであると良いかと思えます。これが、「障害者だから条例に守られているんだ」というようなものとする、「あいつまた条例に守られているから、ああやって息しているんだよ」といったように、余計に溝が深まってしまうと思うのです。そういうことではなく、お互いが何かわからないところで、「そういうことだったのか」という道しるべになれば良いのかなと考えております。

罰則に関しては、現時点ではまだ、何をもって罰則なのか、何をもって処罰するのかというのは難しいので、もう少し検討の余地があるかと思えます。

会 長            ありがとうございます。  
                  続きます、橋本治子委員、お願いいたします。

橋本委員        「条例が目指すべき社会像について」は、今まで皆様から出てきた意見と私も同意見ですので、割愛させていただきます。

「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」について、

私が思うところを一つ述べさせていただきたいと思います。

今までの議論について、今日の資料にもありますが、知らないから差別をしてしまうというところもあるのではないかと思います。そういう意味で、教育や相互理解が必要ではないかというお話が、今までほかの委員の方々からも出ていたかと思いません。

高橋望委員からも今、障害者から積極的に情報発信していくことが大事ではないかというお話が出ました。これについては同意見で、私も知らないことがたくさんありますので、わからないことは知りたいという気持ちが非常に強いです。しかし、多数派と言って良いのかわかりませんが、今まで、障害のない多数派の人にとっての住みやすい社会の仕組みができてきたという中で、そのような社会の仕組みが、障害のある方にとっては逆にバリアになってきたということがあるかと思えます。それゆえ、参加する場や意見表明する場がますます限られてきたという中で、分断されてお互いにわからなくなってきたという経過があったのだろうというように思っております。

知りたいから積極的に障害者のほうから情報発信してほしいとは思いますが、そういうことを求めるのであれば、受けとめる場をきちんとつくらなければならないというように私は思っております。結局、杉山委員など、このようなところで様々な活躍なされている方は、意見を言うことにも慣れているかと思えますが、理不尽な思いをしたときに、それを他人に言うというのは、通常、非常にハードルが高いと思えます。私も人のトラブルの相談に乗るのが仕事ですが、やはり障害のない方でも、自分のトラブルについて人に相談するというのは非常に悩まれてこられます。それが、なおかつ差別であったりということになりますと、それを人に話して声を上げるというのは、非常にハードルが高いというように思えます。しかし、それを解消するためには、言ってもらわなければならない。そうであれば、それをきちんと受けとめる場をこちらでつくらなければならないと思えます。これは非常に外せないものであろうというように私は考えております。

受けとめる場としては、例えば、障害者の差別問題について、訴訟という場で解決するものも当然ございます。しかし、はっきり言って、訴訟にのせられる案件というのは、非常に限られる上に、のせた後も非常に苦労します。なおかつ、原告、被告ということになりますと、対立当事者というようになってしまいますので、なかなかそこで対話をするというのは難しくなってしまうというのが現状にあります。ですので、そういう訴訟というような場ではなく、対話をするという意味で、受けとめる場があるべきかと思えます。そして、その受けとめるというものは、もちろん障害のある人からの意見を受けとめる場でもあり、また、言われた側、例えば事業者などからの「こういうことがあったよ」という苦情や意見を受けとめる場でもあるというように、両方の意味を兼ね備えられるような場や、第三者機関といったものが、先ほどほかの委員の方からも意見が出ておりましたが、やはり重要なポイントなのではないかと思っております。



会 長 ありがとうございます。  
続きまして、畑中彩華委員，お願いいたします。

畑中委員 「条例が目指すべき社会像について」は，ほかの委員さんがおっしゃっていたように，障害のある人もない人も暮らしやすいまちになれば良いと思っております。

「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」については，これもどなたかが言っていたことですが，やはり教育というのはとても大切だと思います。小さいころから，教えられるのではなく，一緒に過ごすのが一番よくわかることだと思うので，一緒に過ごせるような環境を，行政なり学校なりでつくっていく必要があるのではないかと思っております。

「罰則等の規定の有無」については，ほとんどの方は，罰則は必要ないとおっしゃっていらっしゃるのですが，これもどなたかが言っていたのと同じですが，やはり罰則をつけなければ抑止力にならないので，生活を阻害されるようなものには罰則をつけたほうが良いと思われまます。

会 長 ありがとうございます。  
続きまして，坂井伸一委員，お願いいたします。

坂井委員 私のほうは，追加資料 1 の 2 ページ目になります。

「条約が目指すべき社会像について」ですが，今までほかの委員の方からほとんど同じようなことを言われていますので，ほぼ割愛しますが，基本的な考え方としては，③の「差別」という概念がなくなる共生社会の実現ということを中心に考えたいというところ です。

次に，「障害者の権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」については，これは条約自体を見て書いたのですが，この 5 つが重要ではないかというところで，⑤は今回震災を受けてということで，仙台市独自でこの辺を網羅したらどうかというところで入れてみました。

「罰則等の規定の有無について」ですが，基本的には，第三者が介入して当事者の調和を働きかけることを原則とする形をとるのが良いのではないかと思います。

できる限り担当レベルで話が終われば良いのですが，一応形があれば，先ほど畑中委員も言っていました，抑止力ではないのですが，そのような形をとれるのではないかと思います，簡単ですが一応資料の下方にあります図式で，最終的に不調に終わった場合には，市長が一般に公開するという形をとりました。

会 長 ありがとうございます。  
続きまして，佐々木委員，お願いいたします。

佐々木 皆さんと同じように，「条例が目指すべき社会像について」は，私は，差別や合理

委員 的配慮の不提供のところを「嫌な思い」というように置きかえて書いてみたのですが、やはり障がい等の「生きづらさ」を抱えた人たちを中心に誰もが安心して暮らせるような、「嫌な思い」をすることの少ない社会を目指していければ良いなと思っています。

「障害者の権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」についてですが、やはり今、産業部会で事例を検討している中で、知っていくと、またどんどん突き詰めていくと、心の問題に行きつくのです。どちらかというと、起きた物事は、やはり心の問題になり、そのような行動につながっているのではないかとということにいくと、少し混乱してくるのですが、やはり心というところが大事なところだと思うので、心と心を調整していく機関を確実につくっていくというところが、重要なのではないかとこのように思いました。

「罰則等の規定の有無について」は、「その他」のところにも書いていますが、私はずっと、条例をつくるにあたり、本当に「溝」にならないようなものをつくっていきたいとは言いつつも、やはり先ほどの高橋秀信委員のお話にもあったように、事例を検討していく中では、やはり「こんなことが起きてはいけない」というか、ここにはなかなか出てきていないのですが、実際起きている命に関わるような「あってはいけないこと」もやはりあると思います。ですから、罰則を「行使する」かどうかについてというのとは別に、罰則を「明示する」ことは必要なのではないかというように思いました。もちろんその罰則を行使する前には調整は必要だと思いますし、そのような調整をする機関を確実につくっていくというところでまとめました。

会長 ありがとうございます。  
続きまして、鈴木直子委員、お願いいたします。

鈴木委員 私のほうは、追加資料 1 の 4 ページ上方に簡単にまとめさせていただいております。

「条例が目指すべき社会像について」は、皆さんと同じ意見でございます。

「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」については、障害がある方の生きにくさというのを周りの人がきちんと気づいていないということが差別につながっていると思います。不当な差別的取り扱いという点では、わりと皆さん理解しやすい部分があると思いますが、合理的配慮となると、本当に気づかないで起こっているという部分が非常に多いと思うので、まずこの条例をつくって文章にするというところで、市民に何が合理的配慮なのかということに気づいてもらうということが、今回条例をつくるための大きな目的なのではないかというように考えています。

「罰則等の規定の有無について」ですが、そのような点を考えると、表向きだけ差別をしないというような形でとどまってしまったのでは、この目的には合わないような気がするので、先ほどお伺いしたような、本当に命に関わるような条例違反という

ことであれば、それはもしかすると罰則をつくるということが必要になるのかもしれませんが。しかし、本来であれば、それは条例がすることではなく、別な法律でもって裁かれるべきことなのではないかというのが私の意見です。

また、先ほどございましたが、罰則がないのであれば、調停なのか相談なのか、その問題をどのように受けとめて、そして、どのように解消していくのかというところが、一番の重要なポイントではないかというように思います。

会 長             ありがとうございました。  
                  続きまして、中村晴美委員、お願いいたします。

中村（晴）        「条例が目指すべき社会像について」ですが、条例をつくるということは、市民の  
委            員        障害者への関心や理解が深まる啓発活動の一環にもなると思います。そこから深まっ  
て、高齢者や若者、男性、女性、障害者、子ども、みんな、「人権は皆平等である」  
ということが意識としてこの条例から芽生えていったら良いなと、そういう思いを強  
く持っています。

「障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント」について  
ですが、これは、「不当な差別的取扱い」は多くの市民の意識にあると思いますが、「合  
理的配慮をしない」ということも差別であるということについては、なかなか浸透し  
ていないので、ここは市民の方にもご理解をいただく大事なポイントだと思ってい  
ます。

「罰則等の規定の有無について」は、基本的にはないというように、なければいい  
というように思いますが、そのような事例があった場合に、相互理解ができる状況で  
あれば良いのですが、ひどく差別的な行為があったときには、どの程度の罰則が良い  
のかはわかりませんが、やはり罰則があるということは、一定の抑止力になるのでは  
ないかと思っています。

条例をつくることの最終目標は、「障害のある人もない人も暮らしやすいまちづく  
り」であり、そのために私どもは条例をつくらうということで知恵を絞っているわけ  
ですが、世界の中で福祉国家と言われているデンマークなどは、「障害者」や「福祉」  
という言葉はないと聞いています。つまり、要らないということ。障害があってもな  
くても、皆そこに何の差はない国民、住民であるということ。税金は 25%と高いが、  
働けるうちは税金を払い、障害者、中途障害者、高齢者等々になったときには、その  
払えるときに払っていた税金が、自分たちのために使われるというような国の施策に  
信頼を持っているので、日本のように、老後のために蓄えをすとか、障害になっ  
たから所得が保障されなくて大変生活が困窮するというようなことはない聞いてい  
ます。そのような国になれば良いという思いがあり、少し話が大きくなりましたが、  
それのものとともなる仙台市の条例をつくりたいと思っています。

会 長             ありがとうございました。

続きまして、中村祥子委員、お願いいたします。

中村（祥）  
委 員

私も資料を出し忘れたというか、時間がなくて、今日印刷して持ってきたのですが、そうしましたら事務局の方から、印刷して配ると、事前に音声によって準備をしていた視覚障害の方に対して情報が届かないので、ペーパーを配るのではなく、声できちっと説明するようというように言われて、大変反省しました。そのように事務局が事前に丁寧な準備をしてくださっているのに、自分の理由だけで事前に資料の提出をせず、本当に申しわけありませんでした。この点でもう既に、自分の中の合理的配慮が欠けていたのだということに気づかされました。

「条例が目指すべき社会像について」は、単純なのですが、誰もが生まれてきて良かったと思うことのできる社会を目指したいと思っています。一人の人の自立ということを限りなくサポートできる社会で、そして、その自立した個人が共生していく社会というのができたら良いと思います。

それから、「障害者権利条約等における取り組みに係る重要なポイント」というのは、やはり私も合理的配慮というのを推進していくべきだと思っており、過半数の市民が合理的配慮の仕方を理解している社会づくりを目指したいと思っています。そのためには、差別と感じた情報を共有できるような仕組みや、障害特性の理解を進める、それから、相談窓口の設置ということを具体的に進めていく必要があると思います。

「罰則等の規定の有無について」ですが、私ども事業者は、例えば、苦情や虐待に関して報告する義務を負っており、その事例集等も全国的に出ているのが当然で、そのようなことがあった場合に、公開が当然となっております。この差別禁止条例というの、行政が推進していくということが義務づけられましたので、例えば、行政、企業、事業者というような大枠で考えたとき、行政は、もし罰則をした場合、それを公開するべきだと思います。また企業についても、当然同様に差別に対する公開があり、将来的にですが、例えば公共事業への参加の制限等、その企業にとってデメリットになるような罰則が必要かと思っています。私ども事業者についても公開が当然で、例えば事業費の減額などにより、きちんと責めを負うような仕組みが必要だと思います。

ネグレクトなど、無視をするといったような心のことについても、きちんとそれはいけないことだというように罰則が決められており、また差別はとても人権を侵害する行為であると思いますので、もう少し罰則が当然というような観点で臨んだほうが良いかと思っています。ただそれが、どういう罰則に値するかというような問題を定めることはとても難しいので、今後検討していかなければならないと思いますが、私は、罰則つきのものが推進できることになるかなというように考えました。

会 長

ありがとうございました。

続きまして、目黒久美子委員、お願いいたします。

目黒委員

一番最後なので、すごく緊張していたのですが、皆さんのお話を聞いて、一々もつともだなと思いました。私は、私がどう思うかということをお願いしたいと思います。

私は、世の中の人みんないい人になるというのは、それはないと思うのです。その上で、共生社会というと、いい人も悪い人も一緒に生きている世界というように捉えてしまいます。しかし、大事なことは、人の痛みをどう知るかということであって、仙台市としての姿勢を、短く印象的な言葉で示していくことはできると思うのです。「差別禁止法ができたから仙台市は条例をつくります」というのではだめだと思うのです。「一緒に力の弱い人を応援していきたいし、尊重していきたいから条例をつくります」といったような、あくまで禁止法はそれを後押ししてくれたものというようになっていくのが良いと思うのです。

「罰則等の規定の有無について」ですが、罰則をつくることとすると、罰とは何かということや、誰が決めるかの、どのように守るのか、どのように罰するのかということや、条例ができるまでに決めなければいけないということだと思いのです。しかし、「これは差別にあたるのかどうか」ということを検討する委員会のようなものは必要だと思います。またそれをするとき、若干の遊び心が必要なのではないかなと思うのです。その認定について、仙台市が認めたひどい差別というものを、判子を押してネットに上げてしまうとか。そして、それについて意見を言えるような場があり、「仙台市 差別」と入力すると、そこからたくさんの情報が出てくるといったような仕組みがあると良いのではないかと思います。

それから、ココロン・カフェに高校生や中学生に来てもらい話を聞く。色のついてない人たちに差別について話してもらう。今この年になって思うのですが、頭の中だけで考えていたことはすぐに忘れてしまうのですが、一回口に出したことは記憶が続くのです。ですから、高校生や中学生のうちに差別について話してもらうことで、全員が思い出すわけではないが、それを人生のどこかで思い出す人もいるというような、そういうきっかけになれば、とても良いのではないかと思います。

そのようなことを、人の痛みをどのようにして知るかということを前面に出してしていったら良いのではないかと思います。

会 長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様にお話しいただきましたので、次は、大坂副会長から、まずはコメントをお願いいたします。

大 坂  
部 会 長  
(副会長)

皆さんの話を聞かせていただきましたが、私は、社会の中で暮らしている人は多様性を持って生きているので、それを認めるというところから出発をしないと上手くいかないと思います。つまり、重要なことは、障害があるかないかにかかわらず、多様な方がいらっしゃるので、そういった方々が社会の構成員の一人として認められているかどうかということだと思いのです。役割を果たして、生活をなさっているのかどうか。ですから、重要なことは、障害の理解ということとともに、もう一つは、目

の前にいる人をしっかりと理解していくということ、関わりのある人を理解していくということがとても重要だと考えています。

また、この条例のことですが、大昔、子どものころ、仙台市には、「憲法を暮らしの中に」という看板が出ていたような気がするのです。条例というのは、結局、暮らしに生かされないという意味がないということです。積極的にこの条例を生かしていかないことが差別なのだという話です。ですから、我々がつくることはつくるのですが、その後も暮らしの中にこの条例が生きていくような仙台市をつくらなければ、我々自身が差別をしているということになるのです。ですから、それをどうするかというところ。

ココロン・カフェをもっとやったほうが良いという話がありましたが、私もそのように思っています。しかし、様々な場所でと言っていましたが、言葉が激しいので怒らないでいただきたいのですが、その辺にある本当のカフェを乗っ取ったらいいと思うのです。1日、半日でもいいから、予約もしないでみんなで行って、全席押さえてしまうというように。それから、仙台市役所の8階と言っていますが、地下にも食堂があるはずなので、そのようなところを乗っ取ってしまうとか。様々なやり方はあると思うのですが、一般の方が出入りしているところに行く。学食もいいですよ。そういうところを乗っ取ってしまい、その日はもう、ココロン・カフェのようなものをやるとおもしろいのかなというように考えておりました。不謹慎な発言とおとりになった方にはおわびをいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

皆様から、本日は差別解消の理念についてご意見をいただきました。そして、共通しているお話が随分あったということと、また、これからもきちんと考えていく材料をお互いに出し合ったというところまでしか今日はできませんでした。

そこで、私も思いました。皆さんのお話の中で、やはり相互理解ということがすごく大事であると。これは条例をつくるために相互理解というよりも、やはり条例ができてからも相互理解なのかなと。先ほど高橋望委員から、「発信していくことでやはり充実感があります」という意見がありましたが、条例は条例としてつくっていきながらも、やはり相互理解のための取り組みというものをきちんと発信する機会をつくっていくということが大事なのかなということを感じました。当たり前のことかもしれませんが、条例はつくって終わりではない。その後とつくる前にも、しっかりと市民の方々を巻き込んでいくことが大事であり、条例ができてからも、さらにそれは続いていく。そして、ちょうど市川委員と目黒委員からもお話しが出ましたが、仙台市らしさということ、その中に仙台市の歴史、市民性ということも踏まえてしっかり取り組んでいくような条例、そして、坂井委員から出た被災地仙台というところの意見から、その辺のところも考えていくべきであるということなど、皆様から様々なことを学ばせていただきました。

橋本委員の意見からは、訴訟は最終的なものになるが、その前の調整する仕組みを

どうつくるか、第三者機関、既存の機関だけではない機関が必要なのかなということをお話を伺いながら思いました。

障害者差別解消法は施行されます。それで、仙台市らしさと、よく言われる上乘せ・横出しの部分、地域の特性を生かしてというのがどのようになっていくかが、これから大事なことだと思います。

そのようなことをお話ししてまいりまして、時間ももう参りましたが、最後に1つだけ、皆さんのお話を伺ってお話ししたいという方はいらっしゃいますか。お一人かお二人しかできません。では、川村和久委員、よろしくお願いします。

川村委員 先ほども幾つか話をしたのですが、ほかの自治体のこういう活動を見ていると、「自己決定」という文言が結構載っているものがございます。つまり、この説明を見ますと、「障害がある人が必要に応じて支援を受けつつ自分の生き方を自分で決め、その生き方を尊重される」とあります。今回のお話の中にも、どなたかお話しされるかと思っていたのですが、出てこなかったの、この辺もぜひご検討いただければと思います。

会 長 ありがとうございます。  
大事なお指摘でございます。  
それでは、時間も迫ってまいりましたので、よろしいでしょうか。中村晴美委員、お願いします。

中村（晴）委員 常日ごろ、素朴なことを思っているのですが、今日の委員のご発言の中でも、「障害のある人」、「障害を持つ人」というように、「障害がある」、「障害を持つ」という言葉が、世の中では入り乱れて使われていますが、私は、「障害を持つ」ということに違和感を持っています。皆様はどのように意識をされているのかなということをお話を伺いながら思いました。

会 長 「障害を持つ人」、「障害のある人」という表現の仕方ということは、とても大事なことです。これからの議論の中でまた考えていく大事なポイントだと思います。ありがとうございます。  
お互いの委員さんのお言葉を踏まえて、大事なことを、考えることが私たちにはたくさんありました。それを踏まえ、またその表記の仕方ということの大事さ、自己決定ということの大事さということも含めまして、それを受けとめさせていただき、申しわけありませんが時間が迫ってまいりましたので、本日の議事についてはこの辺で終了させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

#### (4) その他

会 長 次は（4）「その他」です。その他、皆様から何かございますでしょうか。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 9 回）

事務局から、その他ありますか。

事務局  
(高橋課長)

どうもありがとうございました。

今日いただいたご意見の整理をさせていただきたいと思います。次回につきましては、差別の定義についてご議論いただく予定を組んでおりますが、今日いただいた意見を踏まえながら、議論していただく内容も整理したいと思っております。

それから、4月のココロン・カフェにつきましても2回予定をしておりますので、委員の皆様には日程をお伺いして、ご参加いただけるように、またファシリテーターとしての役割もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

また、委員の皆様から資料をいただいておりますが、今日はそれを取り上げる時間がなかったことを申しわけなく思います。参考として読ませていただきたいと思います。

皆様からその他ということで、もう一度確認ですがよろしいでしょうか。

では、本日の議事を終了いたします。

(5) 閉会

署名人 中村晴美

